

令和7年第7回（7月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月23日（水） 午後2時30分開会
午後2時52分閉会

- 2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3-2

- 3 出席者

教育長	鵜田 道雄	教育長職務代理者	中村 伸子
委員	高野 隆晃	委員	若林 洋子
委員	石井 正己		

- 4 出席職員

教育部長	高浦 正充	教育部次長 (教育総務課長)	近藤 英明
教育部参事 (学校教育課長)	鈴木 大介	生涯学習課長	長谷川 秀明
スポーツ振興課長	大久保 治彦	学教育課副参事	南 啓介
教育総務課副参事	浦邊 宜文	教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 令和8年度使用教科用図書の採択について

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

(教育長)

令和7年第6回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

若林委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・部長・教育委員から報告】

(高野委員)

子ども議会について、教育長と学校教育課長から話がありましたが、詳細については議会だよりなどで報告があるということでしょうか。

(教育部参事（学校教育課長）)

市の広報でお知らせします。

(高野委員)

特集が組まれるのですか。

(教育部参事（学校教育課長）)

特集は組まれません。

(高野委員)

木更津市では、各学校の生徒会長が集まって話し合ったことが、広報に3、4ページ掲載されており見応えがあって良いと感じたので、袖ヶ浦市でも掲載をしても

らえると良いと思います。働きかけが難しいと思いますが、ちょっとした記事であっても子どもにとって、やりがい生まれるのではないかと思います。

(教育部参事(学校教育課長))

ご意見を参考にしつつ、本市として何が適切か検討したいと思います。

(高野委員)

青少年健全育成推進大会の実践発表で、子ども食堂のインタビューをしている箇所があり、知人の親子が映っていましたが、その知人は映っていることを知らなかったということで、事前に動画に映っている相手に伝えてから動画編集をしているのか疑問に思いました。

デリケートな話題など、映像が使用されることを知らずにインタビューを受けている場合、プライバシーの侵害問題などに発展する可能性も考えられます。

動画を出すにあたっては、映る方の了解を得ることが必要だと思いますし、今の時代は第三者が出る場合にはプライバシーの配慮が必要になるのではないかと思います。その点だけよろしくお願いいたします。

(生涯学習課長)

実践発表で使用する映像等は、発表団体にお任せしております。

来年度以降は、発表団体に対して発表資料についてプライバシーへの配慮がされているか等、注意を呼び掛けてまいります。

(高野委員)

お願いします。

日程第4 議案

議案第1号 令和8年度使用教科用図書の採択について

(教育長)

議案第1号について事務局の説明を求めます。

(学校教育課副参事)

議案書の16ページをご覧ください。参考資料、別表1も併せてご覧ください。

令和8年度使用教科用図書の採択について、別紙のとおりとしたいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則(昭和46年教育委員会規則第5号)第5条第15号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和7年度教科用図書君津採択地区協議会の選定結果に基づき、令

令和8年度に使用する義務教育諸学校における学校教育法第34条および附則第9条に規定する教科用図書を採択することについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項および第14条の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

17ページ別紙をご覧ください。令和8年度使用義務教育諸学校（市立小学校及び中学校）の教科用図書を下記のとおり採択する。一つ、特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条による教科用図書については、令和7年度教科用図書君津採択地区協議会の協議の結果に基づき、別表1のとおりとする。

別表1は別綴じでございます。一覧になってございまして、×がついているものについては、今回不採用とさせていただいております。審議のほど、よろしくお願いいたします。

（教育長）

委員に質疑を求めます。

（高野委員）

別表1の備考欄に、「R8改定」と「R8」と「R8×」と「×」の4種類の印がありますが、意味を教えてください。

（学校教育課副参事）

「R8改定」は、教科書採択の過程の中で、令和8年度に新たに改定をされたものであると、ご承知いただければと思います。

「R8×」については、今回の採択で不採択にしたもので、「×」については、昨年度の採択の中で既に×がついていた不採択と認識いただければと思います。

「R8」は、今年度、新たに加わったものです。

（高野委員）

ありがとうございます。

（教育長）

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

以上